



平成 21 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 : 南部化成株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 篠塚芳明
(J A S D A Q コード番号 7 8 8 0)
問合せ先 : 経理部門統括部長 足立一男
電 話 : 0 5 4 8 - 3 4 - 1 8 0 1

株式会社NMCファンド14による当社株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、株式会社NMCファンド14（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付け成立後に、下記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」）の手続に従って、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該普通株式を保有する株主に対して、当該普通株式の取得と引き換えに別個の種類の株式（但し、公開買付者以外の株主に交付される株式は1株に満たない端数。）を交付する方法により、公開買付者が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合、当社の株券は上場廃止になります。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 2 月 26 日現在)

(1) 商 号	株式会社NMCファンド14
(2) 主 な 事 業 内 容	① 合成樹脂の成形、加工及び販売 ② 金型の設計、試作、製造及び販売 ③ 医療用具、医療用機械器具、健康機器、室内装飾品、家具、照明器具、厨房器具、装身具、家庭用電気機械器具、建築用装飾資材、セ

	ラミックス製品等の製造及び販売 ④ 前各号に関連する機器、装置、設備の設計、施工、製作、運転、保守、リース、レンタル、斡旋及び販売 ⑤ 前各号に規定する技術指導 ⑥ 前各号に関する事業を営む会社の株式の取得及び保有 ⑦ 前各号に付帯関連する一切の業務	
(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 12 月 16 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 酒井 香紀	
(6) 資 本 金 の 額	500,000 円	
(7) 大株主及び持株比率	NMC2007 投資事業有限責任組合 100%	
(8) 公開買付者と当社の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式を 100 株保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(本公開買付けに関する意見の内容)

当社は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。さらに、当該取締役会に出席した当社の監査役は、すべて当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。従いまして、当社は本公開買付けに応募することをお勧めします。

なお、当社の代表取締役会長である佐々木勉及び代表取締役社長である篠塚芳明（以下、佐々木勉及び篠塚芳明を総称して「経営者等」といいます。）は、本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、当該決議には参加しておりません。

また、当社の非常勤取締役である堀内正光についても、当社の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）の取締役を兼任していることに鑑み、当該決議には参加しておりません。

(本公開買付けに関する意思決定の過程)

昭和 50 年代中頃、わが国経済はドルショック、オイルショックの後遺症からようやく立ち直り、新たな成長局面を迎えていました。当時、家電、自動車及びOA機器等の国内メーカーは次々と新製品を発表し、これに伴いプラスチック成形品の需要が急増いたしました。こうした時期に、当社の前身である南部工業株式会社がプラスチック成形事業を自社から分離して独立させ、原料樹脂メーカーである新

日鐵化学株式会社及び徳山曹達株式会社（現株式会社トクヤマ）の出資を得て、当社は昭和 56 年に設立され、平成 16 年には、アークとの間で金型技術等における技術面の支援を受けることやアークグループ内の金型メーカー及び成形メーカーとの連携等を目的とした業務・資本提携を通じてアークの連結子会社となっております。

当社は、設立当初からプラスチック射出成形事業とプラスチック押出成形事業の双方を手がけ、プラスチック成形に関する高度なノウハウと優れた技術力を大きな強みとして、現在、射出成形事業では、エアコン、冷蔵庫及びデジタルカメラに代表される家電向け製品、複写機及びFAXに代表される通信機器向け製品、人工心肺外筒に代表される医療器具向け製品及び自動車のヘッドランプやワイヤーハーネスに代表される自動車部品向け製品等を主な品目とし、また、押出成形事業では、システムキッチンやシステムバス製品に代表される住宅関連向け製品を主な品目とする等、当社が製造するプラスチック成形品は、家電製品、医療器具、自動車部品及び住宅設備関連等の多分野かつ多数の顧客に供給されています。

このように、当社は、事業リスクを分散する観点から特定の顧客や製品に過度に依存することがないように配慮しながら、顧客の生産拡大に伴う需要増加に対応してまいりました。その結果、設立当初、国内 2 工場（大井川工場及び裾野工場）の生産拠点でプラスチック成形事業を開始した当社は、国内において拠点を展開するとともに中国やフィリピンにも製造子会社を設立する等、現在では国内製造子会社 2 社及び海外子会社 7 社を展開しております。

また、近年の新興国を含む世界的なデジタル家電製品及び自動車等の需要拡大を背景に顧客が海外生産拠点における生産へシフトすることに先駆けて、当社は生産拠点を海外に拡充する等、生産拠点のグローバル化にいち早く対応するとともに、顧客ニーズの変化を敏感に察知して、顧客の要求する高度なプラスチック成形技術を裏付けとした高い品質水準を達成することにより、顧客との緊密な取引関係を構築し、プラスチック成形分野において顧客から高い評価を獲得しております。

一方で、海外生産へのシフトが進む過程で生じた国内生産の空洞化による需要減少に対しては、提案型営業によって顧客の潜在的な需要を掘り起こし、また、生産効率を向上させて原価を低減することにより、新規顧客及び新規分野における受注を獲得してまいりました。

しかしながら、最近の経済環境として、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界全体に波及し、先進国のみならず、これまで好調であった新興国の経済成長の減速感も急速に高まってきております。日本国内においても、消費低迷によりマンションディベロッパー、ゼネコン等の不動産関連企業の破綻が相次いでいるほか、消費低迷に加えた円高の影響もあって、これまで好調に推移しておりました自動車業界や電機業界が相次いで赤字決算の予想や工場の閉鎖に伴う減産及び人員削減を発表する等、景気の減速が鮮明になっています。

こうした環境において、当社も家電向け製品、自動車部品向け製品及び住宅関連向け製品の受注が急速に落ち込んでおり、また、当社の顧客である日系メーカーも海外生産へより一層シフトして製造原価の低減化を進める方向にあり、当社に対する価格の引下げ要求も一層厳しさを増しております。

以上のとおり、当社を取り巻く事業環境が厳しさを増す中、経営者等は、当社が中長期に持続的な成長を達成し、企業価値を向上させるための経営改革の方向性について、製造業への投資経験が豊富で、特に当社と同様にプラスチック成形事業及び金型製造業を営む企業の企業価値向上に豊富な知見と実績を有する日本みらいキャピタル株式会社（以下「日本みらいキャピタル」といいます。）と検討する機会を得て、その採るべき最善の方策について検討を重ねてまいりました。

その結果、中長期的な企業価値の向上を達成するには、高度な技術力を裏付けとする競争優位を確保するためのより一層の研究開発投資や先進的生産設備の導入、生産性向上のための工場の統廃合を含む事業の再構築、グローバルな生産拠点の展開、M&Aを活用した積極的な成長戦略の実行等（以下これらを総称して「経営改革」といいます。）に株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが不可欠であるとの結論に至りました。

しかしながら、このような経営改革を実行する過程においては、一時的な労務費、減価償却費、研究開発費等のコストの増加及び工場の統廃合に伴う特別損失の発生やキャッシュフローの悪化に伴う財

務状況や業績の一時的な悪化が見込まれ、また、これに起因した株価の下落が予想される等、経営改革の実行に伴うリスクが極めて大きくなる可能性があります。これらの短期的な犠牲を伴う経営改革の実行は、資本市場からは十分な評価を得られない可能性があり、株主の皆様に対して短期的にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、平成7年に社団法人日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年にジャスダック証券取引所に株式を上場することにより、資本市場からの資金調達やブランド力の向上、優秀な従業員の確保及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきましたが、近年、企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コストが増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想されます。そのため、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫し、当社の経営改革の実行の障害になる可能性も否定できません。

そこで、経営者等は、現在の事業環境においては、マネジメント・バイアウト（注1）の手法を利用した本取引（公開買付者が、当社の発行済株式から公開買付者が既に保有している当社の株式及び当社が保有する自己株式を除いた全株式を取得することにより、当社の株式を非上場化させるための一連の取引をいいます。以下同じ。）を行うことによって、株主の皆様はその所有する株式の売却機会を提供して、経営改革の実行に伴うリスクを株主の皆様にご負担いただくことを回避するとともに、迅速かつ機動的な意思決定が可能な経営体制に転換することが当社の更なる企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

一方で、株式を上場していることによる様々な便益は、当社の将来の成長発展のためには必要不可欠なものとして認識しているため、本取引による非上場化後に経営改革を推し進めることによって企業価値の向上を図り、高収益体質を確立した上で再上場を目指します。しかしながら、上述のような経営改革の成果が当社の業績に反映されるまでには一定の時間を要することから、現時点においては、下記のとおり、本公開買付け成立の日から5年程度を目途に当社の株式の再上場を目指すことといたしました。

以上に関連して、経営者等は日本みらいキャピタルとの間で平成20年12月15日付でマネジメント・バイアウトに関して具体的に検討を開始する旨の覚書を、また、NMC2007投資事業有限責任組合（以下「NMCファンド」といいます。）との間で平成21年2月26日付で次に掲げる事項を主な内容とする株主間契約を締結いたしました。

- (1) 経営者等及びNMCファンドは、当社の企業価値向上に努め、かかる企業価値向上の結果として、本公開買付け成立の日から5年程度を目途に当社の株式を金融商品取引所へ上場させることを目標に、互いに誠実に協力する。
- (2) 経営者等は、それぞれの所有する全ての当社の株式（所有株式数の合計は50,900株、当社の発行済株式の総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合の合計は約0.92%）について、本公開買付けに応募し、少なくとも本公開買付けに応募することにより得た代金相当額を、速やかに公開買付者に出資する。
- (3) 経営者等及びNMCファンドは、当社従業員持株会の保有する当社普通株式の全てが本公開買付けに応募されるよう、最大限努力する。
- (4) 経営者等及びNMCファンドは、当社の役職員のために、必要に応じストックオプション制度や従業員持株会制度等のインセンティブプランを導入又は維持することについて、協議・検討を行う。
- (5) 当社の取締役は11名以内とし、代表取締役は2名とする。

当社は、このような経緯のもと、公開買付者とともに慎重に協議の上、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには一時的な業績に左右されることなく、迅速かつ機動的な経営改革の推進を実行する必要があること、また、当社の一般株主の利益を確保する必要があることを踏まえ、本公開買付けの是非、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）その他の条件について検討を行った結果、本取引を通じて非上場化することが当社として最善であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

さらに、当社は、平成 21 年 2 月 26 日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対する剰余金の配当に係る議案を株主総会に上程しないことを決議しています。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

(1) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、買付価格を決定するために当社の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移、類似上場会社の株価指標、当社の平成 21 年 3 月期(連結)の業績予想に基づく予想 EBITDA(注 2) 約 2,145 百万円といった財務指標、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフロー及び買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果等の諸要素を総合的に勘案し、当社の株式価値の算定を行いました。さらに、公開買付者は、当社及び経営者等とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、買付価格を 1,200 円に決定いたしました。

なお、買付価格 1,200 円は、ジャスダック証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成 21 年 2 月 25 日の当社の株式の終値である 300 円、同日までの当社の株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値約 414 円、過去 3 ヶ月単純平均値約 406 円及び過去 6 ヶ月単純平均値約 471 円に対して、それぞれ、約 300%、約 190%、約 196%及び約 155%のプレミアムを加えた価格です。

また、当社の取締役会は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社サンク・アンド・アソシエイツ(以下「サンク・アンド・アソシエイツ」といいます。)を選任し、当社の株式価値の算定を依頼しました。

第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。サンク・アンド・アソシエイツは、これらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、その株式価値算定書を当社の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、サンク・アンド・アソシエイツは、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて当社の株式価値を算定し、その結果、市場株価法では平成 21 年 2 月 20 日を基準日として、当社の株式の終値の過去 1 週間単純平均値及び平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 2 月 20 日までの期間における単純平均値をもとに 1 株当たりの株式価値を 374 円から 416 円と、類似会社比較法では、当社と類似性が認められる上場会社の PBR(注 3)及び平成 20 年度の業績予想に基づく予想 EBITDA を比較対象として 1 株当たりの理論株式価値を 769 円から 1,070 円と、DCF法では当社の収益予測等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引き、1 株当たりの理論株式価値を 1,164 円から 1,291 円とする算定結果が示されております。

当社は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、サンク・アンド・アソシエイツの上記株式価値算定結果を参考に、買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

(2) 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び当社から独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要な情報を取得しております。当社の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

(3) 取締役及び監査役の承認

当社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、上記(1)及び(2)に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が当社の経営基盤を強化し今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、経営者等は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき当社の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、当社との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、当社の非常勤取締役である堀内正光は、当社の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているアークの取締役を兼任していることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、佐々木勉、篠塚芳明及び堀内正光以外の当社の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。

さらに、当社の取締役会に出席した監査役は、すべて当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 比較的長期の公開買付期間の設定及び対抗的な買付けの機会の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様が本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(5) 買付予定の株券等の数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け終了後における公開買付者の株券等所有割合が約 73.67%以上となることを成立の条件としています。すなわち、公開買付者は、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）から公開買付者が既に所有している株式数（100 株）と本公開買付けに応募する旨の同意をしている経営者等及びアークの所有株式数（2,619,900 株）の合計数（2,620,000 株）を控除した株式数（2,914,878 株）のうち、その過半数の議決権に相当する株式数（1,457,500 株）が応募されることを本取引において確保するため、本公開買付けにおいて、4,077,400 株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。これにより、本公開買付けにおいて、経営者等及びアーク以外の多数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引は行われないうこととなることから、本公開買付けの少数株主への強圧的な効果が縮減され、その結果、当社の株主の皆様の意思が尊重されることとなります。

(本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株券等所有割合が約 73.67%以上となりますが、本公開買付けにより、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、（1）定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、（2）定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び（3）当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記（1）乃至（3）を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記（1）のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるため、上記（2）については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、当社は、本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を速やかに開催する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株券等所有割合が約 73.67%以上となり、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従って当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるようこれを決定することを要請する予定です。

さらに、公開買付者は、これらの手続を行った後、当社を存続会社等とし、公開買付者を消滅会

社等とする吸収合併等のグループ内再編を実施することを計画しております。

なお、上記（１）乃至（３）の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、①上記（２）の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、②上記（３）の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの①又は②の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断して決定することになるため、上記①又は②の方法がとられた場合に株主に交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。当該請求又は当該申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関して株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記（１）乃至（３）の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合においても公開買付者は、公開買付者が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、また、当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しています。この場合における当該株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

かかる（１）乃至（３）の議案や手續の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

（上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））の手續に従って、公開買付者が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には、当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社の株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

（注１） マネジメント・バイアウトとは、一般に、買取対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買取対象会社の事業の継続を前提として買取対象会社の株式を購入することをいいます。

（注２） 予想EBITDAとは、予想営業利益に減価償却費の年換算額を加算したものとして定義します。

（注３） PBRとは、時価総額に対する会計上の純資産額の倍率を表す指標として定義します。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による当社株式の公開買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「南部化成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

※ [別紙] 「南部化成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 21 年 2 月 26 日

各 位

株式会社NMCファンド 14
代表取締役 酒井 香紀

南部化成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 NMC ファンド 14（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 2 月 26 日、南部化成株式会社（コード番号：7880 JASDAQ、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（公開買付者による買付けの概要等）

公開買付者は、日本みらいキャピタル株式会社（以下「日本みらいキャピタル」といいます。）が助言するNMC 2007 投資事業有限責任組合（以下「NMCファンド」といいます。）が全額を出資する買収目的会社です。NMCファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて設立されたプライベートエクイティファンドで、日本国内のミドルサイズのバイアウト案件を対象に、投資対象企業の企業価値向上を図ることを目的としております。NMCファンドに対する助言を行う日本みらいキャピタルは、平成 14 年 2 月に設立された特定の企業グループに属さない独立系の投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づき投資助言・代理業に関して金融商品取引業者として登録（関東財務局長（金商）第 924 号）されております。なお、NMCファンドは、日本みらいキャピタルと利害関係を有さない外部の有識者が過半数を占めている投資委員会の決議によって投資に関する意思決定を行っており、助言者である日本みらいキャピタルからは独立して意思決定を行う仕組みが確保されております。

公開買付者は、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得することにより、対象者の株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

なお、NMCファンドは、対象者の代表取締役会長である佐々木勉氏（所有株式数は 47,900 株、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）は約 0.87%となります。）及び対象者の代表取締役社長である篠塚芳明氏（所有株式数は 3,000 株、所有割合は約 0.05%となります。）（以下佐々木勉氏及び篠塚芳明氏を総称して「経営者等」といいます。経営者等の所有株式数の合計は 50,900 株、所有割合の合計は約 0.92%となります。）との間で株主間契約を締結し、それぞれの所有する全ての対象者の株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、公開買付者は、対象者の親会社である株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）との間で公開買付応募契約を締結し、その所有する全ての対象者の株式（所有株式数は 2,569,000 株、所有割合は約 46.41%となります。）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。さらに、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、同契約に基

づき、その名義書換が行われる日よりも前の日を基準日とする対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従った譲渡対象株式に係る議決権行使をアークに行ってもらうか、アークから当該議決権の行使に関する委任状その他一切の必要書類の交付を受けることとなっております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注1）の一環として行われる取引であり、公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の株式を取得して支配権を取得するために、金融商品取引法に基づき本公開買付けを行います。また、経営者等は、本取引成立後、特段の事情のない限り、引き続き対象者の代表取締役に留まり、対象者の経営にあたることを予定しております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、NMCファンドに対し、第三者割当の方法によって公開買付者の普通株式を発行し、NMCファンドがこれを引き受けることを予定しています。

また、経営者等も、公開買付者による第三者割当増資の引受等の方法により、少なくとも経営者等が本公開買付けに応募したことにより得た金銭の全部を公開買付者に対して出資することが予定されておりますが、当該出資の方法、時期、総額等、その詳細については未定です。

（公開買付者が本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程）

昭和50年代中頃、わが国経済はドルショック、オイルショックの後遺症からようやく立ち直り、新たな成長局面を迎えていました。当時、家電、自動車及びOA機器等の国内メーカーは次々と新製品を発表し、これに伴いプラスチック成形品の需要が急増いたしました。こうした時期に、対象者の前身である南部工業株式会社がプラスチック成形事業を自社から分離して独立させ、原料樹脂メーカーである新日鐵化学株式会社及び徳山曹達株式会社（現株式会社トクヤマ）の出資を得て、対象者は昭和56年に設立され、平成16年には、アークとの間で金型技術等における技術面の支援を受けることやアークグループ内の金型メーカー及び成形メーカーとの連携等を目的とした業務・資本提携を通じてアークの連結子会社となっております。

対象者は、設立当初からプラスチック射出成形事業とプラスチック押出成形事業の双方を手がけ、プラスチック成形に関する高度なノウハウと優れた技術力を大きな強みとして、現在、射出成形事業では、エアコン、冷蔵庫及びデジタルカメラに代表される家電向け製品、複写機及びFAXに代表される通信機器向け製品、人工心肺外筒に代表される医療器具向け製品及び自動車のヘッドランプやワイヤーハーネスに代表される自動車部品向け製品等を主な品目とし、また、押出成形事業では、システムキッチンやシステムバス製品に代表される住宅関連向け製品を主な品目とする等、対象者が製造するプラスチック成形品は、家電製品、医療器具、自動車部品及び住宅設備関連等の多分野かつ多数の顧客に供給されています。

このように、対象者は、事業リスクを分散する観点から特定の顧客や製品に過度に依存することがないように配慮しながら、顧客の生産拡大に伴う需要増加に対応してまいりました。その結果、設立当初、国内2工場（大井川工場及び裾野工場）の生産拠点でプラスチック成形事業を開始した対象者は、国内において拠点を展開するとともに中国やフィリピンにも製造子会社を設立する等、現在では国内製造子会社2社及び海外子会社7社を展開しております。

また、近年の新興国を含む世界的なデジタル家電製品及び自動車等の需要拡大を背景に顧客が海外生産拠点における生産へシフトすることに先駆けて、対象者は生産拠点を海外に拡充する等、生産拠点のグローバル化にいち早く対応するとともに、顧客ニーズの変化を敏感に察知して、顧客の要求する高度なプラスチック成形技術を裏付けとした高い品質水準を達成することにより、顧客との緊密な取引関係を構築し、プラスチック成形分野において顧客から高い評価を獲得しております。

一方で、海外生産へのシフトが進む過程で生じた国内生産の空洞化による需要減少に対しては、提案型営業によって顧客の潜在的な需要を掘り起こし、また、生産効率を向上させて原価

を低減することにより、新規顧客及び新規分野における受注を獲得してまいりました。

しかしながら、最近の経済環境として、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界全体に波及し、先進国のみならず、これまで好調であった新興国の経済成長の減速感も急速に高まってきております。日本国内においても、消費低迷によりマンションディベロッパー、ゼネコン等の不動産関連企業の破綻が相次いでいるほか、消費低迷に加えた円高の影響もあって、これまで好調に推移しておりました自動車業界や電機業界が相次いで赤字決算の予想や工場の閉鎖に伴う減産及び人員削減を発表する等、景気の減速が鮮明になっています。

こうした環境において、対象者も家電向け製品、自動車部品向け製品及び住宅関連向け製品の受注が急速に落ち込んでおり、また、対象者の顧客である日系メーカーも海外生産へより一層シフトして製造原価の低減化を進める方向にあり、対象者に対する価格の引下げ要求も一層厳しさを増しております。

以上のとおり、対象者を取り巻く事業環境が厳しさを増す中、経営者等は、対象者が中長期に持続的な成長を達成し、企業価値を向上させるための経営改革の方向性について、製造業への投資経験が豊富で、特に対象者と同様にプラスチック成形事業及び金型製造業を営む企業の企業価値向上に豊富な知見と実績を有する日本みらいキャピタルと検討する機会を得て、その採るべき最善の方策について検討を重ねてまいりました。

その結果、中長期的な企業価値の向上を達成するには、高度な技術力を裏付けとする競争優位を確保するためのより一層の研究開発投資や先進的生産設備の導入、生産性向上のための工場の統廃合を含む事業の再構築、グローバルな生産拠点の展開、M&Aを活用した積極的な成長戦略の実行等（以下これらを総称して「経営改革」といいます。）に株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが不可欠であるとの結論に至りました。

しかしながら、このような経営改革を実行する過程においては、一時的な労務費、減価償却費、研究開発費等のコストの増加及び工場の統廃合に伴う特別損失の発生やキャッシュフローの悪化に伴う財務状況や業績の一時的な悪化が見込まれ、また、これに起因した株価の下落が予想される等、経営改革の実行に伴うリスクが極めて大きくなる可能性があります。これらの短期的な犠牲を伴う経営改革の実行は、資本市場からは十分な評価を得られない可能性があり、株主の皆様に対して短期的にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

また、対象者は、平成7年に社団法人日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場することにより、資本市場からの資金調達やブランド力の向上、優秀な従業員の確保及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきましたが、近年、企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コストが増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想されます。そのため、株式の上場を維持することが対象者の収益を圧迫し、対象者の経営改革の実行の障害になる可能性も否定できません。

そこで、経営者等は、現在の事業環境においては、マネジメント・バイアウトの手法を利用した本取引を行うことによって、株主の皆様はその所有する株式の売却機会を提供して、経営改革の実行に伴うリスクを株主の皆様を負っていただくことを回避するとともに、迅速かつ機動的な意思決定が可能な経営体制に転換することが対象者の更なる企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

一方で、株式を上場していることによる様々な便益は、対象者の将来の成長発展のためには必要不可欠なものとして認識しているため、本取引による非上場化後に経営改革を推し進めることによって企業価値の向上を図り、高収益体質を確立した上で再上場を目指します。しかしながら、上述のような経営改革の成果が対象者の業績に反映されるまでには一定の時間を要することから、現時点においては、下記のとおり、本公開買付け成立の日から5年程度を目途に対象者の株式の再上場を目指すことといたしました。

以上に関連して、経営者等は日本みらいキャピタルとの間で平成 20 年 12 月 15 日付でマネジメント・バイアウトに関して具体的に検討を開始する旨の覚書を、また、NMCファンドとの間で平成 21 年 2 月 26 日付で次に掲げる事項を主な内容とする株主間契約を締結いたしました。

- ① 経営者等及びNMCファンドは、対象者の企業価値向上に努め、かかる企業価値向上の結果として、本公開買付けの成立の日から 5 年程度を目途に対象者の株式を金融商品取引所へ上場させることを目標に、互いに誠実に協力する。
- ② 経営者等は、それぞれの所有する全ての対象者の株式（所有株式数の合計は 50,900 株、所有割合の合計は約 0.92%）について、本公開買付けに応募し、少なくとも本公開買付けに応募することにより得た代金相当額を、速やかに公開買付者に出資する。
- ③ 経営者等及びNMCファンドは、対象者従業員持株会の保有する対象者普通株式の全てが本公開買付けに応募されるよう、最大限努力する。
- ④ 経営者等及びNMCファンドは、対象者の役職員のために、必要に応じストックオプション制度や従業員持株会制度等のインセンティブプランを導入又は維持することについて、協議・検討を行う。
- ⑤ 対象者の取締役は 11 名以内とし、代表取締役は 2 名とする。

対象者は、このような経緯のもと、公開買付者とともに慎重に協議の上、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには一時的な業績に左右されることなく、迅速かつ機動的な経営改革の推進を実行する必要があること、また、対象者の一般株主の利益を確保する必要があることを踏まえ、本公開買付けの是非、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）その他の条件について検討を行った結果、本取引を通じて非上場化することが対象者として最善であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

さらに、対象者は、平成 21 年 2 月 26 日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対する剰余金の配当に係る議案を株主総会に上程しないことを決議しています。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

（1）独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、買付価格を決定するために対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移、類似上場会社の株価指標、対象者の平成 21 年 3 月期（連結）の業績予想に基づく予想 EBITDA（注 2）約 2,145 百万円といった財務指標、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフロー及び買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等の諸要素を総合的に勘案し、対象者の株式価値の算定を行いました。さらに、公開買付者は、対象者及び経営者等とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、買付価格を 1,200 円に決定いたしました。

なお、買付価格 1,200 円は、ジャスダック証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成 21 年 2 月 25 日の対象者の株式の終値である 300 円、同日までの対象者の株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値約 414 円、過去 3 ヶ月単純平均値約 406 円及び過去 6 ヶ月単純平均値約 471 円に対して、それぞれ、約 300%、約 190%、約 196% 及び約 155% のプレミアムを加えた価格です。

また、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社サンク・アンド・アソシエイツ（以下「サンク・アンド・アソシエイツ」といいます。）を選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。サンク・アンド・アソシエイツは、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、その株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、サンク・アンド・アソシエイツは、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者の株式価値を算定し、その結果、市場株価法では平成 21 年 2 月 20 日を基準日として、対象者の株式の終値の過去 1 週間単純平均値及び平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 2 月 20 日までの期間における単純平均値をもとに 1 株当たりの株式価値を 374 円から 416 円と、類似会社比較法では、対象者と類似性が認められる上場会社の PBR（注 3）及び平成 20 年度の業績予想に基づく予想 EBITDA を比較対象として 1 株当たりの理論株式価値を 769 円から 1,070 円と、DCF 法では対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引き、1 株当たりの理論株式価値を 1,164 円から 1,291 円とする算定結果が示されております。

対象者は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、サンク・アンド・アソシエイツの上記株式価値算定結果を参考に、買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

（2）独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者である TMI 総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要な情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

（3）取締役及び監査役の承認

対象者は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、上記（1）及び（2）に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、経営者等は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別

利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、対象者の非常勤取締役である堀内正光氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているアークの取締役を兼任していることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、佐々木勉氏、篠塚芳明氏及び堀内正光氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。

さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、すべて対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 比較的長期の公開買付期間の設定及び対抗的な買付けの機会の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(5) 買付予定の株券等の数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け終了後における公開買付者の株券等所有割合が約73.67%以上となることを成立の条件としています。すなわち、公開買付者は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）から公開買付者が既に所有している株式数（100株）と本公開買付けに応募する旨の同意をしている経営者等及びアークの所有株式数（2,619,900株）の合計数（2,620,000株）を控除した株式数（2,914,878株）のうち、その過半数の議決権に相当する株式数（1,457,500株）が応募されることを本取引において確保するため、本公開買付けにおいて、4,077,400株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。これにより、本公開買付けにおいて、経営者等及びアーク以外の多数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引は行われなないこととなることから、本公開買付けの少数株主への強圧的な効果が縮減され、その結果、対象者の株主の皆様の意思が尊重されることとなります。

(本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株券等所有割合が約73.67%以上となりますが、本公開買付けにより、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象

者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となるため、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、対象者は、本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を速やかに開催する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株券等所有割合が約 73.67%以上となり、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従って当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の株式の数が 1 株に満たない端数となるようこれを決定することを要請する予定です。

さらに、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社等とし、公開買付者を消滅会社等とする吸収合併等のグループ内再編を実施することを計画しております。

なお、上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断して決定することになるため、上記（i）又は（ii）の方法がとられた場合に株主に交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。当該請求又は当該申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合においても公開買付者は、公開買付者が、対象者の発行済株式

(自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、また、対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しています。この場合における当該株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

かかる①乃至③の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記(本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について))の手続に従って、公開買付者が、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には、対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者の株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注1) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入することをいいます。

(注2) 予想EBITDAとは、予想営業利益に減価償却費の年換算額を加算したものとして定義します。

(注3) PBRとは、時価総額に対する会計上の純資産額の倍率を表す指標として定義します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	南部化成株式会社
② 事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合成樹脂の成形、加工及び販売 2. 金型の設計、試作、製造及び販売 3. 医療用具、医療用機械器具の販売及び製造 4. 健康機器の製造及び販売 5. 室内装飾品、家具、照明器具、厨房器具、装身具の製造及び販売 6. 建築用装飾資材の製造及び販売 7. 家庭用電気機械器具の製造及び販売 8. セラミックス製品の製造及び販売 9. 前各号に関する機械。装置、設備の設計、施工、製作、運転、保守、リース、レンタル、斡旋及び販売並びに技術指導 10. 前各号に附帯または関連する一切の業務
③ 設立年月日	昭和56年6月26日

④ 本店所在地	静岡県榛原郡吉田町大幡 350 番地の 1	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 佐々木勉	
⑥ 資本金	1,800 百万円 (平成 20 年 12 月 31 日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年 9 月30日 現在)	株式会社アーク	約 44.99%
	株式会社トクヤマ	約 8.60%
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	約 3.50%
	株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	約 3.15%
	日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	約 2.86%
	南部化成従業員持株会	約 2.54%
	ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	約 2.49%
	第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	約 1.68%
	日本生命保険相互会社	約 1.68%
	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	約 1.47%
⑧ 公開買付者と 対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の普通株式を 100 株保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 27 日 (金曜日) から平成 21 年 4 月 10 日 (金曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき、金 1,200 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、買付価格を決定するために対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市

場価格の推移、類似上場会社の株価指標、対象者の平成 21 年 3 月期（連結）の業績予想に基づく予想 EBITDA 約 2,145 百万円といった財務指標、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフロー及び買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等の諸要素を総合的に勘案し、対象者の株式価値の算定を行いました。さらに、公開買付者は、対象者及び経営者等とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、買付価格を 1,200 円に決定いたしました。

なお、買付価格 1,200 円は、ジャスダック証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成 21 年 2 月 25 日の対象者の株式の終値である 300 円、同日までの対象者の株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値約 414 円、過去 3 ヶ月単純平均値約 406 円及び過去 6 ヶ月単純平均値約 471 円に対して、それぞれ、約 300%、約 190%、約 196%及び約 155%のプレミアムを加えた価格です。

② 算定の経緯

（株式価値算定書の内容及び買付価格決定の経緯について）

経営者等は、対象者が中長期的に持続的な成長を達成し企業価値を向上させるための経営改革の方向性について、製造業への投資経験が豊富で、特に対象者と同様にプラスチック成形事業及び金型製造業を営む企業の企業価値向上に豊富な知見と実績を有する日本みらいキャピタルと検討する機会を得て、その採るべき最善の方策について検討を重ねてまいりました。経営者等は、その採るべき最善の方策について検討した結果、中長期的な視点から企業価値の向上を目指すためには、マネジメント・バイアウトの手法により非上場化を行うことが最善であるとの判断に至りました。

一方で、株式を上場していることによる様々な便益は、対象者の将来の成長発展のためには必要不可欠なものとして認識しているため、本取引による非上場化後に経営改革を推し進めることによって企業価値の向上を図り、高収益体質を確立した上で再上場を目指します。しかしながら、上述のような経営改革の成果が対象者の業績に反映されるまでには一定の時間を要することから、現時点においては、本公開買付け成立の日から 5 年程度を目途に対象者の株式の再上場を目指すことといたしました。

以上に関連して、経営者等は日本みらいキャピタルとの間で平成 20 年 12 月 15 日付でマネジメント・バイアウトに関して具体的に検討を開始する旨の覚書を、また、NMCファンドとの間で平成 21 年 2 月 26 日付で株主間契約を締結いたしました。

公開買付者は上記①「算定の基礎」に記載のとおり、対象者の株式価値を算定し、対象者及び経営者等とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、買付価格を 1,200 円に決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について）

公開買付者における買付価格の算定に対して、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツを選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。サンク・アンド・アソシエイツは、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、その株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、サンク・アンド・アソシエイツは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定し、その結果、市場株価法では平成 21 年 2 月 20 日を基準日として、対象者の株式の終値の過去 1 週間単純平均値及び平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 2 月 20 日までの期間における単純平均値をもとに 1 株当たりの

株式価値を 374 円から 416 円と、類似会社比較法では、対象者と類似性が認められる上場会社の PBR 及び平成 20 年度の業績予想に基づく予想 EBITDA を比較対象として 1 株当たりの理論株式価値を 769 円から 1,070 円と、DCF 法では対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引き、1 株当たりの理論株式価値を 1,164 円から 1,291 円とする算定結果が示されています。

対象者は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、サンク・アンド・アソシエツの上記株式価値算定結果を参考に、買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

さらに、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者である TMI 総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要な情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

対象者は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、上記に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、経営者等は、本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、対象者の非常勤取締役である堀内正光氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているアークの取締役を兼任していることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、佐々木勉氏、篠塚芳明氏及び堀内正光氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、すべて対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,077,400 (株)	4,077,400 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,077,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券の数は、最大で5,534,778株となります。これは、対象者の第28期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式総数(5,709,000株)から、同報告書記載の平成20年12月31日現在において対象者が保有する自己株式数(174,122株)及び本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(100株)を控除した数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	25,690個	(買付け等前における株券等所有割合 46.42%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	40,774個	(買付け等後における株券等所有割合 73.67%)
対象者の総株主等の議決権の数	55,346個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,077,400株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第28期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)記載の平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式300株から、同報告書記載の平成20年12月31日現在において対象者が保有する単元未満の自己株式22株を控除した278株に係る議決権の数(2個)を加え、「対象者の総株主等の議決権の数」を55,348個として計算しております。

(注4) 本公開買付けにおいては、特別関係者が保有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付

け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注5) 応募株券等の数の合計が買付予定数(4,077,400株)を超えた場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」が73.67%以上(最大100.00%)となる可能性があります。なお、本公開買付けにより買付け等を行った後において公開買付者が所有する株券等に係る議決権の最大の数は、対象者の第28期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式総数(5,709,000株)から、同報告書記載の平成20年12月31日現在において対象者が保有する自己株式数(174,122株)を控除した5,534,878株に係る議決権の数55,348個となります。

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 4,892,880,000円

(注) 「買付代金」には、買付予定数(4,077,400株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、対象者の第28期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式総数から、同報告書記載の平成20年12月31日現在において対象者が保有する自己株式数(174,122株)及び本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(100株)を控除した株式数(5,534,778株)を買付けた場合の買付代金は最大で6,641,733,600円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成21年4月16日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,077,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、

公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書、公開買付届出又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 27 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、佐々木勉氏、篠塚芳明氏及び堀内正光氏以外の対象者の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。

また、経営者等は、NMC ファンドとの間で平成 21 年 2 月 26 日付で次に掲げる事項を主な内容とする株主間契約を締結いたしました。

- ① 経営者等及びNMCファンドは、対象者の企業価値向上に努め、かかる企業価値向上の結果として、本公開買付けの成立の日から5年程度を目途に対象者の株式を金融商品取引所へ上場させることを目標に、互いに誠実に協力する。
- ② 経営者等は、それぞれの所有する全ての対象者の株式（所有株式数の合計は50,900株、所有割合の合計は約0.92%）について、本公開買付けに応募し、少なくとも本公開買付けに応募することにより得た代金相当額を、速やかに公開買付者に出資する。
- ③ 経営者等及びNMCファンドは、対象者従業員持株会の保有する対象者普通株式の全てが本公開買付けに応募されるよう、最大限努力する。
- ④ 経営者等及びNMCファンドは、対象者の役職員のために、必要に応じストックオプション制度や従業員持株会制度等のインセンティブプランを導入又は維持することについて、協議・検討を行う。
- ⑤ 対象者の取締役は11名以内とし、代表取締役は2名とする。

対象者は、このような経緯のもと、公開買付者とともに慎重に協議の上、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには一時的な業績に左右されることなく、迅速かつ機動的な経営改革の推進を実行する必要があること、また、対象者の一般株主の利益を確保する必要があることを踏まえ、本公開買付けの是非、買付価格その他の条件について検討を行った結果、本取引を通じて非上場化することが対象者として最善であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

さらに、対象者は、平成21年2月26日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対する剰余金の配当に係る議案を株主総会に上程しないことを決議しています。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

昭和50年代中頃、わが国経済はドルショック、オイルショックの後遺症からようやく立ち直り、新たな成長局面を迎えていました。当時、家電、自動車及びOA機器等の国内メーカーは次々と新製品を発表し、これに伴いプラスチック成形品の需要が急増いたしました。こうした時期に、対象者の前身である南部工業株式会社がプラスチック成形事業を自社から分離して独立させ、原料樹脂メーカーである新日鐵化学株式会社及び徳山曹達株式会社（現株式会社トクヤマ）の出資を得て、対象者は昭和56年に設立され、平成16年には、アークとの間で金型技術等における技術面の支援を受けることやアークグループ内の金型メーカー及び成形メーカーとの連携等を目的とした業務・資本提携を通じてアークの連結子会社となっております。

対象者は、設立当初からプラスチック射出成形事業とプラスチック押出成形事業の双方を手がけ、プラスチック成形に関する高度なノウハウと優れた技術力を大きな強みとして、現在、射出成形事業では、エアコン、冷蔵庫及びデジタルカメラに代表される家電向け製品、複写機及びFAXに代表される通信機器向け製品、人工心肺外筒に代表される医療器具向け製品及び自動車のヘッドランプやワイヤーハーネスに代表される自動車部品向け製品等を主な品目とし、また、押出成形事業では、システムキッチンやシステムバス製品に代表される住宅関連向け製品を主な品目とする等、対象者が製造するプラスチック成形品は、家電製品、医療器具、自動車部品及び住宅設備関連等の多分野かつ多数の顧客に供給されています。

このように、対象者は、事業リスクを分散する観点から特定の顧客や製品に過度に依存することがないように配慮しながら、顧客の生産拡大に伴う需要増加に対応してまいりました。その結果、設立当初、国内2工場（大井川工場及び裾野工場）の生産拠点でプラスチック成形事業を開始した対象者は、国内において拠点を展開するとともに中国やフィリピンにも製造子会社を設立する等、現在では国内製造子会社2社及び海外子会社7社を展開しております。

また、近年の新興国を含む世界的なデジタル家電製品及び自動車等の需要拡大を背景に顧客が海外生産拠点における生産へシフトすることに先駆けて、対象者は生産拠点を海外に拡充

する等、生産拠点のグローバル化にいち早く対応するとともに、顧客ニーズの変化を敏感に察知して、顧客の要求する高度なプラスチック成形技術を裏付けとした高い品質水準を達成することにより、顧客との緊密な取引関係を構築し、プラスチック成形分野において顧客から高い評価を獲得しております。

一方で、海外生産へのシフトが進む過程で生じた国内生産の空洞化による需要減少に対しては、提案型営業によって顧客の潜在的な需要を掘り起こし、また、生産効率を向上させて原価を低減することにより、新規顧客及び新規分野における受注を獲得してまいりました。

しかしながら、最近の経済環境として、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界全体に波及し、先進国のみならず、これまで好調であった新興国の経済成長の減速感も急速に高まってきております。日本国内においても、消費低迷によりマンションディベロッパ、ゼネコン等の不動産関連企業の破綻が相次いでいるほか、消費低迷に加えた円高の影響もあって、これまで好調に推移しておりました自動車業界や電機業界が相次いで赤字決算の予想や工場の閉鎖に伴う減産及び人員削減を発表する等、景気の減速が鮮明になっています。

こうした環境において、対象者も家電向け製品、自動車部品向け製品及び住宅関連向け製品の受注が急速に落ち込んでおり、また、対象者の顧客である日系メーカーも海外生産へより一層シフトして製造原価の低減化を進める方向にあり、対象者に対する価格の引下げ要求も一層厳しさを増しております。

以上のとおり、対象者を取り巻く事業環境が厳しさを増す中、経営者等は、対象者が中長期に持続的な成長を達成し、企業価値を向上させるための経営改革の方向性について、製造業への投資経験が豊富で、特に対象者と同様にプラスチック成形事業及び金型製造業を営む企業の企業価値向上に豊富な知見と実績を有する日本みらいキャピタルと検討する機会を得て、その採るべき最善の方策について検討を重ねてまいりました。

その結果、中長期的な企業価値の向上を達成するには、高度な技術力を裏付けとする競争優位を確保するための経営改革に株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが不可欠であるとの結論に至りました。

しかしながら、このような経営改革を実行する過程においては、一時的に労務費、減価償却費、研究開発費等のコストの増加及び工場の統廃合に伴う特別損失の発生やキャッシュフローの悪化に伴う財務状況や業績の一時的な悪化が見込まれ、また、これに起因した株価の下落が予想される等、経営改革の実行に伴うリスクが極めて大きくなる可能性があります。これらの短期的な犠牲を伴う経営改革の実行は、資本市場からは十分な評価を得られない可能性があります。株主の皆様に対して短期的にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

また、対象者は、平成7年に社団法人日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年にジャスダック証券取引所に株式を上場することにより、資本市場からの資金調達やブランド力の向上、優秀な従業員の確保及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきましたが、近年、企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コストが増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想されます。そのため、株式の上場を維持することが対象者の収益を圧迫し、対象者の経営改革の実行の障害になる可能性も否定できません。

そこで、経営者等は、現在の事業環境においては、マネジメント・バイアウトの手法を利用した本取引を行うことによって、株主の皆様はその所有する株式の売却機会を提供して、経営改革の実行に伴うリスクを株主の皆様を負っていただくことを回避するとともに、迅速かつ機動的な意思決定が可能な経営体制に転換することが対象者の更なる企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

一方で、株式を上場していることによる様々な便益は、対象者の将来の成長発展のためには必要不可欠なものとして認識しているため、本取引による非上場化後に経営改革を推し進めることによって企業価値の向上を図り、高収益体質を確立した上で再上場を目指します。しかし

ながら、上述のような経営改革の成果が対象者の業績に反映されるまでには一定の時間を要することから、現時点においては、下記のとおり、本公開買付け成立の日から5年程度を目途に対象者の株式の再上場を目指すことといたしました。

以上に関連して、経営者等は日本みらいキャピタルとの間で平成20年12月15日付でマネジメント・バイアウトに関して具体的に検討を開始する旨の覚書を、また、NMCファンドとの間で平成21年2月26日付で次に掲げる事項を主な内容とする株主間契約を締結いたしました。

- ① 経営者等及びNMCファンドは、対象者の企業価値向上に努め、かかる企業価値向上の結果として、本公開買付けの成立の日から5年程度を目途に対象者の株式を金融商品取引所へ上場させることを目標に、互いに誠実に協力する。
- ② 経営者等は、それぞれの所有する全ての対象者の株式（所有株式数の合計は50,900株、所有割合の合計は約0.92%）について、本公開買付けに応募し、少なくとも本公開買付けに応募することにより得た代金相当額を、速やかに公開買付者に出資する。
- ③ 経営者等及びNMCファンドは、対象者従業員持株会の保有する対象者普通株式の全てが本公開買付けに応募されるよう、最大限努力する。
- ④ 経営者等及びNMCファンドは、対象者の役職員のために、必要に応じストックオプション制度や従業員持株会制度等のインセンティブプランを導入又は維持することについて、協議・検討を行う。
- ⑤ 対象者の取締役は11名以内とし、代表取締役は2名とする。

対象者は、このような経緯のもと、公開買付者とともに慎重に協議の上、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには一時的な業績に左右されることなく、迅速かつ機動的な経営改革の推進を実行する必要があること、また、対象者の一般株主の利益を確保する必要があることを踏まえ、本公開買付けの是非、買付価格その他の条件について検討を行った結果、本取引を通じて非上場化することが対象者として最善であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

さらに、対象者は、平成21年2月26日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対する剰余金の配当に係る議案を株主総会に上程しないことを決議しています。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のよう
な事項を考慮いたしました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、買付価格を決定するために対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、類似上場会社の株価指標、対象者の平成21年3月期（連結）の業績予想に基づく予想EBITDA約2,415百万円といった財務指標、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフロー及び買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等の諸要素を総合的に勘案し、対象者の株式価値の算定を行いました。さらに、公開買付者は、対象者及び経営者等とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、買付価格を1,200円に決定いたしました。

なお、買付価格1,200円は、ジャスダック証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成21年2月25日の対象者の株式の終値である300円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値約414円、過去3ヶ月単純平均値約406円及び過去6ヶ月単純平均値約471円に対して、それぞれ、約300%、約190%、約196%及び約155%のプレミアムを加えた価格です。

また、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツを選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

第三者算定機関であるサンク・アンド・アソシエイツは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。サンク・アンド・アソシエイツは、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、その株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、サンク・アンド・アソシエイツは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定し、その結果、市場株価法では平成21年2月20日を基準日として、対象者の株式の終値の過去1週間単純平均値及び平成21年2月6日から平成21年2月20日までの期間における単純平均値をもとに1株当たりの株式価値を374円から416円と、類似会社比較法では、対象者と類似性が認められる上場会社のPBR及び平成20年度の業績予想に基づく予想EBITDAを比較対象として1株当たりの理論株式価値を769円から1,070円と、DCF法では対象者の収益予測等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引き、1株当たりの理論株式価値を1,164円から1,291円とする算定結果が示されております。

対象者は、平成21年2月26日開催の取締役会において、サンク・アンド・アソシエイツの上記株式価値算定結果を参考に、買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要な情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

③ 取締役及び監査役の承認

対象者は、平成21年2月26日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、経営者等は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議につ

いて、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

また、対象者の非常勤取締役である堀内正光氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているアークの取締役を兼任していることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、佐々木勉氏、篠塚芳明氏及び堀内正光氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。

さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、すべて対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 比較的長期の公開買付期間の設定及び対抗的な買付けの機会の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

⑤ 買付予定の株券等の数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け終了後における公開買付者の株券等所有割合が約 73.67%以上となることを成立の条件としています。すなわち、公開買付者は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）から公開買付者が既に所有している株式数（100 株）と本公開買付けに応募する旨の同意をしている経営者等及びアークの所有株式数（2,619,900 株）の合計数（2,620,000 株）を控除した株式数（2,914,878 株）のうち、その過半数の議決権に相当する株式数（1,457,500 株）が応募されることを本取引において確保するため、本公開買付けにおいて、4,077,400 株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。これにより、本公開買付けにおいて、経営者等及びアーク以外の多数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引は行われないうこととなることから、本公開買付けの少数株主への強圧的な効果が縮減され、その結果、対象者の株主の皆様の意思が尊重されることとなります。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成 21 年 2 月 13 日付で、平成 21 年 3 月期（第 28 期）第 3 四半期報告書を提出しております。なお、損益の状況及び 1 株当たりの状況は、以下のとおりです。

会計期間	平成21年3月期 (第28期第3四半期)
売上高（千円）	28,675,791
売上原価（千円）	24,676,454
販売費及び一般管理費（千円）	3,153,897
営業外収益（千円）	140,750
営業外費用（千円）	271,572
四半期純利益（千円）	297,229

会計期間	平成21年3月期 (第28期第3四半期)
1株当たり四半期純利益（円）	53.70
1株当たり配当額（円）	—
1株当たり純資産額（円）	2,087.33

- ② 対象者は、平成 21 年 2 月 5 日付で、「平成 21 年 3 月期 業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。なお、当該公表の概要（一部抜粋）は、以下のとおりです。

平成 21 年 3 月期通期 連結業績予想数値の修正（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）
(単位：百万円、%)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想 (A)	37,500	1,220	1,080	520
今回修正予想 (B)	36,600	790	580	80
増減額 (B-A)	△900	△430	△500	△440
増減率 (%)	△2.4	△35.2	△46.3	△84.6
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	34,374	1,935	1,826	1,099

- ③ 対象者は、平成 21 年 2 月 5 日付で、「貼付型ワクチン投与システムの本格開発着手に関するお知らせ」を公表し、その中で、対象者は、各種医薬用粘着製品の開発を行っているリンテック株式会社と共同開発契約を締結し、「経皮ペプチド免疫療法」を基礎技術とする「貼付型ワクチン投与システム」の本格開発に着手したことを公表しています。

- ④ 対象者は、平成 21 年 2 月 26 日付で、「平成 21 年 3 月期 期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表し、その中で、対象者は、平成 21 年 2 月 26 日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対する剰余金の配当に係る議案を株主総会に上程しないことを決議しています。